

和光市議会申し合わせ事項(案)

事 項	摘 要	
1 請願・陳情・発言 通告書・意見書案 の提出期日	項 目	提 出 期 日
	○請願・陳情 ○一般質問発言通告書 ○監査報告に対する質疑 発言通告書 ○意見書案	定例会開会日(招集日)の3日前(土・日含まず)の午後3時までを、請願・陳情・意見書案の提出期日とし、同日午前11時までを、一般質問及び監査報告に対する質疑発言通告書の提出期日とする。(H26. . 議運決定)
	○議案に対する質疑発言 通告書	議案の提案説明が行われた日の2日後(土・日含まず)の正午までとする。また、臨時会も通告制(専決処分・人事案件・軽易な事項は除く)とし、通告書提出時間は、その都度議長が定める。
2 議案に対する質疑 制限(委員会付託議案)	○委員会付託議案に対する質疑に際して、自己の所属する委員会の所管事項は、質疑を行わないことを例とする。	
3 委員長報告に対する 質疑	○自己の所属する委員会の委員長報告に対しては、質疑を行わないことを例とする。 ○発言は無通告制とする。	
3-2 委員長報告	○委員長報告は、すべて口頭とする。ただし、行政視察については文書による報告とする。 ○全議員参加の特別委員会委員長報告は簡潔にする。 (H14. 8. 20 議運決定)	
4 討論の制限	○同一議題に対する討論は、1会派につき1名とする。 (S63. 6. 28 議運決定)	
5 一般質問に対する 制限	○一般質問の回数は、制限をしないこととする。質問時間は、答弁を含まず、6月・9月定例会は30分以内、3月・12月定例会は40分以内とする。(H11. 5. 24 議運決定) ○自己の所属する特別委員会に関する一切の事項は、一般質問で行わないことを例とする。(H25. 4. 17 議運決定) ○一般質問に関して、質問者が作成した資料を提出しようとする場合は、質問日の3日前(土・日含まず)までに議長に提出することを例とする。(H12. 9. 5 議運決定)	

事 項	摘 要
6 施政方針に対する 質問及び時間制限	○質問は各会派の代表者 1 名とし、時間制限を行うことを例とする。 ○質問時間は、会派の構成人数等を考慮し、議会運営委員会で決定する。
7 意見書案及び決議 案の調整（請願・ 陳情に係るものを 除く）	○当該定例会に提出希望の意見書案及び決議案は、次の手順による。当該定例会開会日（招集日）の 2 日前（土・日含まず）に開催される議会運営委員会に案を配付するものとし、各会派はその案を持ち帰り、次回の議会運営委員会までに検討する。総括質疑の日に開催される議会運営委員会において、各会派の意見を調整し、全会派の賛成が得られた意見書案及び決議案は、副議長を提出者とする。（H26. . 議運決定）
8 請願の紹介	○自己の所属する委員会の所管に関する請願は、紹介議員とならないことを例とする。
9 請願・陳情の採決	○請願・陳情についての採決は件名ごとに行うことを例とする。
10 一般会計予算及び 決算の付託	○一般会計予算は、各常任委員会に分割付託することを例とする。ただし、歳入及び歳出の給与費については、総務常任委員会に付託することを例とする。 ○決算は、特別委員会を設置、付託し、9 月定例会中に日程を組み、審査する。（H14. 8. 20 議運決定）
<u>11 陳情の取り扱い</u>	○議長は、会議規則第 145 条に基づき、陳情の締め切り日までに適合の可否を判断し、適合しないものについては、全議員へ配付のみとする。 ○議長は、上記により適合しないと判断したものを議会運営委員会に報告する。 ○陳情の締め切り後、又は郵送等で内容の確認ができないものは議長預かりとする。（H24. 11. 27 議運決定）
12 議会日程の広報	○会期日程確定後、議会日程等を記載したポスターを作成し、全議員が担当の公共施設及び市の広報掲示板に貼ることとする。掲示期間は議会の閉会日までとする。（H14. 8. 20 議運決定）

平成 1 5 年 9 月 9 日 議会運営委員会決定

改正：平成 2 4 年 1 1 月 2 7 日 議会運営委員会決定

改正：平成 2 5 年 1 月 3 1 日 議会運営委員会決定

改正：平成 2 5 年 4 月 1 7 日 議会運営委員会決定

改正：平成 2 6 年 月 日 議会運営委員会決定